

神奈川県環境影響評価条例

昭和55年10月20日 条例第36号

改正

平成8年3月29日 条例第12号

平成9年7月15日 条例第31号

平成10年12月22日 条例第45号

平成11年12月24日 条例第49号

平成20年7月22日 条例第40号

平成21年3月31日 条例第41号

平成22年12月28日 条例第79号

平成23年12月27日 条例第54号

平成25年3月29日 条例第71号

平成26年3月28日 条例第25号

神奈川県環境影響評価条例をここに公布する。

神奈川県環境影響評価条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 環境影響評価に関する評価項目、配慮事項及び技術指針（第4条～第6条）

第3章 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価に関する手続等

第1節 環境影響予測評価実施計画書の提出等（第7条～第12条）

第2節 環境影響予測評価書案の提出等（第13条～第20条）

第3節 環境影響予測評価書の提出等（第21条・第22条）

第4節 環境影響予測評価実施計画書の作成等の併合等（第23条・第24条）

第5節 法対象事業に対する適用除外（第25条）

第4章 法対象事業等に係る環境影響評価に関する手続等

第1節 配慮書に関する手続等（第25条の2）

第1節の2 第二種事業に係る判定に関する手続等（第26条～第28条）

第2節 法対象事業に係る条例環境影響評価方法書の提出等（第29条～第37条）

第3節 法対象事業に係る条例環境影響評価準備書の提出等（第38条～第50条）

第4節 法対象事業に係る条例環境影響評価書の提出等（第51条～第53条）

第5節 法対象事業に係る条例環境影響評価方法書の作成等の併合等（第54条・第55条）

第6節 港湾計画に係る手続等（第56条～第60条）

第5章 対象事業の廃止等に関する手続等（第61条～第63条）

第6章 対象事業の実施等に関する手続等

第1節 対象事業の実施等（第64条～第74条）

第2節 環境影響評価審査会（第75条・第75条の2）

第7章 雑則（第76条～第86条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求めるための手続その他の環境影響評価に関する事項を定めることにより、これらの事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資することを目的とする。

一部改正〔平成8年条例12号・9年31号〕

(定義)

第2条 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業で、規模、実施される地域等により環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

2 この条例において「法対象事業」とは、対象事業のうち、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する第一種事業及び法第4条第3項第1号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた法第2条第3項に規定する第二種事業（法第4条第4項（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び法第29条第2項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する法第4条第3項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。

3 この条例において「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 対象事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する都市計画に定めようとする対象事業を除く。）を実施する者（委託に係る対象事業にあつては当該委託をする者をいう。）

(2) 対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定めようとする事業である場合における当該対象事業について規則で定める者

一部改正〔平成10年条例45号・11年49号〕

(県等の責務)

第3条 県、事業者及び県民は、環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例に規定する環境影響評価に関する手続その他の行為（以下「手続等」という。）が適切かつ円滑に行われるようそれぞれの立場で努めなければならない。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成22年条例79号〕

第2章 環境影響評価に関する評価項目、配慮事項及び技術指針

一部改正〔平成9年条例31号〕

(評価項目)

第4条 知事は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響（当該対象事業の実施後の土地（当該対象事業以外の対象事業の用に供するものを除く。）又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動に伴って生ずる影響を含む。以下同じ。）についての調査、予測及び評価（対象事業の位置又は実施区域、規模、実施方法その他の内容についての代替案が存在する場合の当該代替案に係る調査、予測及び評価を含む。以下「調査等」という。）を行うための項目（以下「評価項目」という。）として、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全、地球の温暖化の防止その他の環境保全上の見地（以下「環境保全上の見地」という。）から科学的知見に基づき、一般的に必要と認められるもの（法対象事業にあつては、法第2条第1項の環境の構成要素に係る項目に該当する部分を除く。）を規則で定めなければならない。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・21年41号〕

(配慮事項)

第5条 前条に規定するもののほか、知事は、事業者が対象事業の実施に際して配慮すべき事項（以下「配慮事項」という。）として、調査等の手法が確立されていない事項で環境保全上の見地から配慮することが必要なもの（法対象事業にあつては、法第2条第1項の環境の構成要素に係る項目に該当する部分を除く。）を別に定めることができる。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号・21年41号〕

(技術指針)

第6条 知事は、評価項目の選定、調査等の実施その他の環境影響評価に関する技術的事項に係る指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。

2 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行わなければならない。

3 前2項の規定は、前条の規定により配慮事項を定めた場合について準用する。

追加〔平成9年条例31号〕

第3章 法対象事業以外の対象事業に係る環境影響評価に関する手続等

全部改正〔平成10年条例45号〕

第1節 環境影響予測評価実施計画書の提出等

全部改正〔平成9年条例31号〕

(実施計画書の提出)

第7条 事業者は、対象事業の実施に先立ち、技術指針に基づき文献調査その他の方法による調査を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響予測評価実施計画書(以下「実施計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 対象事業の名称

(3) 対象事業の位置又は実施区域

(4) 対象事業の位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性

(5) 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

(6) 対象事業の規模、実施方法その他の内容の概要

(7) 評価項目の選定(対象事業の位置又は実施区域、規模、実施方法その他の内容についての代替案が存在する場合の当該代替案に係るものを含む。)及び調査等の手法

(8) 対象事業の位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性に基づき、配慮しようとする内容

(9) 対象事業の位置又は実施区域の決定前の計画の立案の段階において行つた検討の経緯及びその決定の理由

(10) その他規則で定める事項

2 前項の規定による実施計画書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期に行うよう努めなければならない。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成22年条例79号・25年71号〕

(実施計画周知書の提出等)

第8条 実施計画書を提出した事業者は、実施計画書の内容について周知を図る必要がある地域として知事が別に定める基準に従つて事業者が定めた地域、実施計画書の内容についての説明会(第10条において「実施計画書説明会」という。)の開催に関する事項その他規則で定める事項を記載した実施計画周知書(以下「実施計画周知書」という。)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の承認に当たつては、実施計画書の内容について周知を図る必要があると認める地域を管轄する市町村長(当該実施計画書に記載された対象事業を行う事業者である市町村長を除く。)に実施計画書の写し及び実施計画周知書の写しを送付し、期限を付して、当該実施計画周知書についての意見を求めるものとする。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成25年条例71号〕

(実施計画書の公告及び縦覧)

第9条 知事は、前条第1項の承認をしたときは、遅滞なく、実施計画書の提出があつた旨、同項の規定により承認した実施計画周知書に記載された実施計画書の内容について周知を図る必要がある地域(以下「実施計画関係地域」という。)、実施計画書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、実施計画書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該実施計画書をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成23年条例54号・26年25号〕

(実施計画書の周知)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定により承認された実施計画周知書に基づき、規則で定める期間内に実施計画書説明会を開催するほか、実施計画関係地域内に住所を有する者、実施計画関係地域内に勤務する者その他規則で定めるものに対し、実施計画書の内容について周知を図らなければならない。

2 実施計画書説明会の開催方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

3 事業者は、実施計画書説明会終了後、速やかに、当該実施計画書説明会の概要を記載した説明会概要報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の説明会概要報告書の提出があつたときは、その写しを実施計画関係地域を管轄する市町村長（実施計画書に記載された対象事業を行う事業者である市町村長を除く。以下「実施計画関係市町村長」という。）に送付するものとする。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成25年条例71号〕

（実施計画意見書の提出等）

第11条 実施計画書について環境保全上の見地からの意見を有する者は、第9条の期間内に、当該意見を記載した書面を知事に提出することができる。

2 知事は、実施計画書について環境保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「実施計画意見書」という。）の提出があつたときは、前項の期間が経過した日後、速やかに、実施計画意見書の写しを事業者及び実施計画関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成21年条例41号・25年71号〕

（審査意見書の作成等）

第12条 知事は、第7条第1項の規定による実施計画書の提出があつたときは、遅滞なく、当該実施計画書について、環境保全上の見地から審査を行い、実施計画審査意見書（以下「審査意見書」という。）を作成しなければならない。

2 知事は、審査意見書の作成に先立ち、実施計画関係市町村長に対し、期限を付して、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、審査意見書の作成に当たっては、実施計画意見書及び前項に規定する実施計画関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

4 知事は、審査意見書を作成したときは、当該審査意見書を事業者に送付するとともに、その写しを実施計画関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成9年条例31号〕

第2節 環境影響予測評価書案の提出等

（予測評価書案の提出）

第13条 事業者は、審査意見書の送付を受けたときは、遅滞なく、当該審査意見書を尊重して実施計画書を検討し、技術指針（第6条第3項において準用する同条第1項の規定により配慮事項について定めたものを含む。第29条第1項及び第30条第1項を除き、以下同じ。）に基づき調査等を行い、次に掲げる事項を記載した環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）を知事に提出しなければならない。

（1）第7条第1項第1号から第5号まで及び第9号に掲げる事項

（2）対象事業の規模、実施方法その他の内容

（3）手続等を行う前に、対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

（4）調査等の結果（対象事業の位置又は実施区域、規模、実施方法その他の内容についての代替案が存在する場合の当該代替案に係る調査等の結果との比較検討結果を含む。）

（5）配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置

（6）対象事業の実施が環境に及ぼす影響についての実態の調査で対象事業の着手後規則で定める期間を経過するまでの間に行うもの（以下「事後調査」という。）の計画

（7）審査意見書に基づき実施計画書の内容を変更する場合は、その内容（実施計画書の内容を変更しない場合は、その理由）

(8) その他規則で定める事項

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号・25年71号〕

(周知計画書の提出等)

第14条 予測評価書案を提出した事業者は、予測評価書案の内容について周知を図る必要がある地域として知事が別に定める基準に従って事業者が定めた地域、予測評価書案の内容についての説明会(第16条において「予測評価書案説明会」という。)の開催に関する事項その他規則で定める事項を記載した周知計画書(以下「周知計画書」という。)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の承認に当たっては、予測評価書案の内容について周知を図る必要があると認める地域を管轄する市町村長(当該予測評価書案に記載された対象事業を行う事業者である市町村長を除く。)に予測評価書案の写し及び周知計画書の写しを送付し、期限を付して、当該周知計画書についての意見を求めるものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・25年71号〕

(予測評価書案の公告及び縦覧)

第15条 知事は、前条第1項の承認をしたときは、遅滞なく、予測評価書案の提出があつた旨、同項の規定により承認した周知計画書に記載された予測評価書案の内容について周知を図る必要がある地域(第4章を除き、以下「関係地域」という。)、予測評価書案の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、予測評価書案の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該予測評価書案をインターネットの利用により公表しなければならない。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・23年54号〕

(予測評価書案の周知)

第16条 事業者は、第14条第1項の規定により承認された周知計画書に基づき、規則で定める期間内に予測評価書案説明会を開催するほか、関係地域内に住所を有する者、関係地域内に勤務する者その他規則で定めるもの(以下「関係住民等」という。)に対し、予測評価書案の内容について周知を図らなければならない。

2 予測評価書案説明会の開催方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

3 事業者は、予測評価書案説明会終了後、速やかに、当該予測評価書案説明会の概要を記載した予測評価書案説明会概要報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の説明会概要報告書の提出があつたときは、その写しを関係地域を管轄する市町村長(予測評価書案に記載された対象事業を行う事業者である市町村長を除く。第4章を除き、以下「関係市町村長」という。)に送付するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・25年71号〕

(意見書の提出等)

第17条 予測評価書案について環境保全上の見地からの意見を有する者は、第15条の期間内に、当該意見を記載した書面を知事に提出することができる。

2 知事は、予測評価書案について環境保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「意見書」という。)の提出があつたときは、前項の期間が経過した日後、速やかに、意見書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号〕

(意見・見解書の提出等)

第18条 事業者は、意見書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する見解を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 知事は、意見書に記載された意見の概要及び当該意見に対する見解を記載した書面(以下「意見・見解書」という。)の提出があつたときは、遅滞なく、その旨、意見・見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して15日間、意見・見解書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該意見・見解書をインターネットの利用により公表しなければならない。

3 知事は、前項の規定により公告をしたときは、速やかに、意見・見解書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・23年54号・26年25号〕

(公聴会の開催等)

第19条 知事は、予測評価書案の審査に当たっては、前条第2項の期間が経過した日後、遅滞なく、関係住民等を対象として公聴会を開催しなければならない。ただし、関係住民等からの意見書の提出がない場合その他の場合で必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 公聴会の開催方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号〕

(審査書の作成等)

第20条 知事は、第13条の規定による予測評価書案の提出があつたときは、遅滞なく、当該予測評価書案について、環境保全上の見地から審査を行い、環境影響評価審査書(以下「審査書」という。)を作成しなければならない。

2 知事は、審査書の作成に先立ち、関係市町村長に対し、期限を付して、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、審査書の作成に当たっては、意見書、意見・見解書、公聴会における意見及び前項に規定する関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

4 知事は、審査書を作成したときは、当該審査書を事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

第3節 環境影響予測評価書の提出等

全部改正〔平成9年条例31号〕

(予測評価書の提出)

第21条 事業者は、審査書の送付を受けたときは、遅滞なく、当該審査書を尊重して予測評価書案を検討し、次に掲げる事項を記載した環境影響予測評価書(以下「予測評価書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 第13条第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項

(2) 審査書に基づき予測評価書案の内容を変更する場合は、その内容(予測評価書案の内容を変更しない場合は、その理由)

一部改正〔平成9年条例31号〕

(予測評価書の公告及び縦覧等)

第22条 知事は、予測評価書の提出があつたときは、遅滞なく、その旨、予測評価書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、予測評価書の写しを当該予測評価書に係る審査書の写しと併せて、規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該予測評価書及び当該審査書をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、速やかに、予測評価書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・23年54号〕

第4節 環境影響予測評価実施計画書の作成等の併合等

全部改正〔平成9年条例31号〕

(実施計画書の作成等の併合等)

第23条 1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの対象事業を合わせて実施計画書を作成し、調査等を行い、及び予測評価書案を作成することができる。

2 前項の規定により2以上の対象事業を合わせて作成した実施計画書又は予測評価書案を知事に提出した事業者は、当該実施計画書又は当該予測評価書案に記載された対象事業について、手続等を分離して行おうとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

一部改正〔平成9年条例31号〕

(実施計画書等の変更)

第24条 事業者は、実施計画書の提出後、当該実施計画書に係る予測評価書案を提出するまでの間に、当該実施計画書に記載された事項(第7条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。)の内容の変更(審査意見書に基づく内容の変更を除く。)をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当するときの手續等は、第7条から第13条までの規定の例により行うものとする。この場合において、当該実施計画書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手續等の全部又は一部を行わないことができる。

3 事業者は、予測評価書案の提出後、当該予測評価書案に係る予測評価書を提出するまでの間に、当該予測評価書案に記載された事項(第7条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。)の内容の変更(意見・見解書に記載された見解及び審査書に基づく内容の変更を除く。)をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項に規定する場合において、当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当するときの手續等は、第7条から第21条までの規定の例により行うものとする。この場合において、当該予測評価書案に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手續等の全部又は一部を行わないことができる。

5 第1項又は第3項に規定する場合における当該変更後の事業が法対象事業に該当する場合において、当該法対象事業に係る手續等について、知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、次章第2節から第5節までに規定する手續等の全部又は一部を行わないことができる。

全部改正〔平成10年条例45号〕

第5節 法対象事業に対する適用除外

追加〔平成10年条例45号〕

(法対象事業に対する適用除外)

第25条 法対象事業については、この章(前条第5項を除く。)の規定は適用しない。

追加〔平成10年条例45号〕

第4章 法対象事業等に係る環境影響評価に関する手續等

追加〔平成10年条例45号〕

第1節 配慮書に関する手續等

追加〔平成25年条例71号〕

(配慮書等に対する知事意見)

第25条の2 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を求められたときは、環境保全上の見地からの意見を聴く必要があると認める地域を管轄する市町村長(法第3条の2第1項に規定する第一種事業を実施しようとする者(法第3条の10第2項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者を含む。)である市町村長を除く。以下この条において「配慮書関係市町村長」という。)に対し、期限を付して、法第3条の3第1項に規定する配慮書(以下この条において「配慮書」という。)の案又は配慮書についての意見を求めるものとする。

2 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べるに当たつては、配慮書関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

3 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを配慮書関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成25年条例71号〕

第1節の2 第二種事業に係る判定に関する手續等

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成25年条例71号〕

(市町村長意見の考慮等)

第26条 知事は、法第4条第2項（同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による法第4条第2項に規定する届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、知事が法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見を聴く必要があると認める地域を管轄する市町村長（当該書面の写しに記載された法第2条第3項に規定する第二種事業を行う者である市町村長を除く。以下「判定関係市町村長」という。）にその写しを送付し、期限を付して、その意見及び理由を求めるものとする。

2 知事は、法第4条第2項の規定により意見を述べるに当たっては、前項の判定関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕

（判定意見の書面の写しの送付）

第27条 知事は、法第4条第2項の規定により意見及びその理由を述べたときは、当該意見及びその理由を記載した書面の写しを判定関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕

（判定通知等の書面の写しの送付）

第28条 知事は、法第4条第3項第1号又は第2号（同条第4項又は法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る書面の写しを判定関係市町村長に送付するものとする。

2 前項の規定は、知事が、法第4条第7項の規定による通知又は作成に係る書面の写しの送付を受けた場合について準用する。

追加〔平成10年条例45号〕

第2節 法対象事業に係る条例環境影響評価方法書の提出等

追加〔平成10年条例45号〕

（条例方法書の提出等）

第29条 事業者は、法対象事業の実施に先立ち、技術指針に基づき文献調査その他の方法による調査を行い、次に掲げる事項を記載した条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を知事に提出するとともに、条例方法書の内容について周知を図る必要がある地域として知事が別に定める基準に従って事業者が定めた地域（以下「条例方法書関係地域」という。）を管轄する市町村長（当該条例方法書に記載された法対象事業を行う事業者である市町村長を除く。以下「条例方法書関係市町村長」という。）に条例方法書の写しを送付しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 法対象事業の目的及び内容
- (3) 法対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- (4) 法対象事業に係る評価項目及び調査等の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、法対象事業に係る評価項目）
- (5) 法対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の環境の特性に基づき、配慮しようとする内容
- (6) 条例方法書関係地域
- (7) その他規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定による提出及び送付は、法第6条第1項の規定による法第5条第1項に規定する方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（第32条第1項において「要約書」という。）の知事に対する送付と同時期に行うよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

（方法書作成等に当たつての配慮）

第30条 事業者は、法第5条第1項の規定により方法書を作成しようとするときは、技術指針に配慮しなければならない。

2 事業者は、法第6条第1項に規定する地域の画定に当たっては、前条第1項の知事が別に定める基準に配慮しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕

（条例方法書の公告及び縦覧）

第31条 知事は、条例方法書の提出があつたときは、遅滞なく、条例方法書の提出があつた旨、条例方法書関係地域、条例方法書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、条例方法書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該条例方法書をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

（方法書等の公告及び縦覧）

第32条 前条の規定は、知事が、法第6条第1項の規定により方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付を受けた場合について準用する。

2 事業者は、法第7条の方法書等の縦覧期間が経過した日後、前条の期間満了の日まで、引き続き方法書等を閲覧させるよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

（条例方法書の周知）

第33条 事業者は、規則で定めるところにより、条例方法書の内容についての説明会を開催するほか、条例方法書関係地域内に住所を有する者、条例方法書関係地域内に勤務する者その他規則で定めるものに対し、条例方法書の内容について周知を図らなければならない。この場合において、事業者は、方法書の内容について併せて周知を図るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の説明会は、法第7条の2第1項の方法書説明会と併せて開催するよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の説明会終了後、速やかに、当該説明会の概要を記載した説明会概要報告書を知事に提出するとともに、その写しを条例方法書関係市町村長に送付しなければならない。

4 事業者は、法第7条の2第1項の方法書説明会を開催したときは、当該方法書説明会の概要を記載した書類を、前項の規定による説明会概要報告書の提出及び送付と同時期に知事に提出するとともに、当該書類の写しを条例方法書関係市町村長その他の規則で定めるもの（以下「条例方法書関係市町村長等」という。）に送付するよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成25年条例71号〕

（方法書の説明会に係る知事意見）

第33条の2 知事は、法第7条の2第3項の規定により意見を求められたときは、条例方法書関係市町村長等に対し、期限を付して、当該方法書説明会の開催を予定する日時及び場所についての意見を求めるものとする。

2 知事は、法第7条の2第3項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを条例方法書関係市町村長等に送付するものとする。

追加〔平成23年条例54号〕、一部改正〔平成25年条例71号〕

（条例方法書意見書の提出）

第34条 条例方法書について環境保全上の見地からの意見を有する者は、第31条の期間内に、当該意見を記載した書面を事業者に提出することができる。

追加〔平成10年条例45号〕

（条例方法書意見の概要を記載した書面の提出等）

第35条 事業者は、第31条の期間が経過した日後、速やかに、前条に規定する意見の概要を記載した書面を知事に提出するとともに、その写しを条例方法書関係市町村長に送付しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による提出及び送付は、法第9条の規定による送付と同時期に行うよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕

（条例方法書審査意見書の作成等）

第36条 知事は、第29条第1項の規定による条例方法書の提出があつたときは、遅滞なく、当該条例方法書について、環境保全上の見地から審査を行い、条例方法書審査意見書を作成しなければならない。

2 知事は、条例方法書審査意見書の作成に先立ち、条例方法書関係市町村長に対し、期限を付して、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、条例方法書審査意見書の作成に当たっては、第34条に規定する意見及び前項に規定する条例方法書関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

4 知事は、条例方法書審査意見書を作成したときは、当該条例方法書審査意見書を事業者に送付するとともに、その写しを条例方法書関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕

(方法書に対する知事意見)

第37条 知事は、条例方法書関係市町村長等に対し、期限を付して、方法書について、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。ただし、法第6条第1項に規定する地域の全部が一の法第10条第4項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、この限りでない。

2 知事は、法第10条第1項又は第5項の規定により意見を述べるに当たっては、前項の意見及び法第8条第1項の規定により述べられた意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

3 知事は、法第10条第1項の規定により意見を書面により述べたときは、当該書面の写しを条例方法書関係市町村長等に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

第3節 法対象事業に係る条例環境影響評価準備書の提出等

追加〔平成10年条例45号〕

(条例準備書の提出等)

第38条 事業者は、条例方法書審査意見書の送付を受けたときは、遅滞なく、当該条例方法書審査意見書を尊重して条例方法書を検討し、技術指針に基づき調査等を行い、次に掲げる事項を記載した条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を知事に提出するとともに、条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域として知事が別に定める基準に従って事業者が定めた地域(以下「条例準備書関係地域」という。)を管轄する市町村長(当該条例準備書に記載された法対象事業を行う事業者である市町村長を除く。以下「条例準備書関係市町村長」という。)に条例準備書の写しを送付しなければならない。

(1) 第29条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 第34条に規定する意見の概要

(3) 条例方法書審査意見書の内容

(4) 第2号の意見及び条例方法書審査意見書についての事業者の見解

(5) 評価項目及び調査等の手法

(6) 調査等の結果を評価項目ごとにとりまとめたもの

(7) 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

(8) 前号に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置で法対象事業の着手後規則で定める期間を経過するまでの間に行うもの(以下「条例準備書事後調査」という。)の計画

(9) 手続等を行う前に、法対象事業の実施に関し環境に配慮した内容

(10) 配慮事項の選定及び環境保全上の見地から講じようとする措置

(11) 条例準備書関係地域

(12) その他規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定による提出及び送付は、法第15条の規定による法第14条第1項に規定する準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(第41条第1項において「要約書」という。)の知事に対する送付と同時期に行うよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(準備書作成等に当たつての配慮)

第39条 事業者は、法第14条第1項の規定により準備書を作成しようとするときは、技術指針に配慮しなければならない。

2 事業者は、法第15条に規定する関係地域の画定に当たっては、前条第1項の知事が別に定める基準に配慮しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕

(条例準備書の公告及び縦覧)

第40条 知事は、条例準備書の提出があつたときは、遅滞なく、条例準備書の提出があつた旨、条例準備書関係地域、条例準備書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して45日間、条例準備書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該条例準備書をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(準備書等の公告及び縦覧)

第41条 前条の規定は、知事が、法第15条の規定により準備書及び要約書(以下「準備書等」という。)の送付を受けた場合について準用する。

2 事業者は、法第16条の準備書等の縦覧期間が経過した日後、前条の期間満了の日まで、引き続き準備書等を閲覧させるよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(条例準備書の周知)

第42条 事業者は、規則で定めるところにより、条例準備書の内容についての説明会を開催するほか、条例準備書関係地域内に住所を有する者、条例準備書関係地域内に勤務する者その他規則で定めるもの(以下「条例準備書関係住民等」という。)に対し、条例準備書の内容について周知を図らなければならない。この場合において、事業者は、準備書の内容について併せて周知を図るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の説明会は、法第17条第1項の準備書説明会と併せて開催するよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の説明会終了後、速やかに、当該説明会の概要を記載した説明会概要報告書を知事に提出するとともに、その写しを条例準備書関係市町村長に送付しなければならない。

4 事業者は、法第17条第1項の準備書説明会を開催したときは、当該準備書説明会の概要を記載した書類を、前項の規定による説明会概要報告書の提出及び送付と同時期に知事に提出するとともに、当該書類の写しを条例準備書関係市町村長その他の規則で定めるもの(以下「条例準備書関係市町村長等」という。)に送付するよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(準備書の説明会に係る知事意見)

第43条 知事は、法第17条第2項において準用する法第7条の2第3項の規定により意見を求められたときは、条例準備書関係市町村長等に対し、期限を付して、当該準備書説明会の開催を予定する日時及び場所についての意見を求めるものとする。

2 知事は、法第17条第2項において準用する法第7条の2第3項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを条例準備書関係市町村長等に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(条例準備書意見書の提出)

第44条 条例準備書について環境保全上の見地からの意見を有する者は、第40条の期間内に、当該意見を記載した書面を事業者に提出することができる。

追加〔平成10年条例45号〕

(条例準備書意見・見解書の提出等)

第45条 事業者は、第40条の期間が経過した日後、遅滞なく、前条に規定する意見の概要及び当該意見に対する見解を

記載した書面（以下「条例準備書意見・見解書」という。）を知事に提出するとともに、条例準備書意見・見解書の写しを条例準備書関係市町村長に送付しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による提出及び送付は、法第 19 条の規定による同条に規定する書類（以下「準備書意見・見解書」という。）の送付と同時期に行うよう努めなければならない。

3 知事は、条例準備書意見・見解書の提出があつたときは、遅滞なく、その旨、条例準備書意見・見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して 30 日間、条例準備書意見・見解書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該条例準備書意見・見解書をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成 10 年条例 45 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 54 号〕

（準備書意見・見解書の公告及び縦覧）

第 46 条 前条第 3 項の規定は、知事が、法第 19 条の規定により準備書意見・見解書の送付を受けた場合について準用する。

追加〔平成 10 年条例 45 号〕

（条例準備書公聴会の開催等）

第 47 条 知事は、条例準備書の審査に当たっては、第 45 条第 3 項の期間が経過した日後、遅滞なく、条例準備書関係住民等を対象として条例準備書に係る公聴会（以下「条例準備書公聴会」という。）を開催しなければならない。ただし、第 44 条に規定する意見がない場合その他の場合で必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 条例準備書公聴会の開催方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第 1 項の規定により条例準備書公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者及び条例準備書関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成 10 年条例 45 号〕

（準備書公聴会の開催等）

第 48 条 知事は、法第 20 条第 1 項又は第 5 項の規定による意見を述べるに当たっては、第 46 条において準用する第 45 条第 3 項の期間が経過した日後、遅滞なく、条例準備書関係住民等その他の規則で定めるものを対象として準備書に係る公聴会（以下「準備書公聴会」という。）を開催しなければならない。ただし、法第 18 条第 1 項に規定する意見がない場合その他の場合で必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 準備書公聴会の開催方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、第 1 項の規定により準備書公聴会を開催したときは、速やかに、その結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者及び条例準備書関係市町村長等に送付するものとする。ただし、法第 15 条に規定する関係地域の全部が一の法第 10 条第 4 項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該写しを条例準備書関係市町村長等に送付することを要しない。

4 知事は、第 1 項の規定による準備書公聴会の開催は、前条第 1 項の規定による条例準備書公聴会の開催と併せて行うことができる。

追加〔平成 10 年条例 45 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 54 号〕

（条例準備書審査書の作成等）

第 49 条 知事は、第 38 条第 1 項の規定による条例準備書の提出があつたときは、遅滞なく、当該条例準備書について、環境保全上の見地から審査を行い、条例準備書環境影響評価審査書（以下「条例準備書審査書」という。）を作成しなければならない。

2 知事は、条例準備書審査書の作成に先立ち、条例準備書関係市町村長に対し、期限を付して、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、条例準備書審査書の作成に当たっては、条例準備書意見・見解書、条例準備書公聴会における意見及び前項に規定する条例準備書関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

4 知事は、条例準備書審査書を作成したときは、当該条例準備書審査書を事業者に送付するとともに、その写しを条例

準備書関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕

(準備書に対する知事意見)

第50条 知事は、条例準備書関係市町村長等に対し、期限を付して、準備書について、環境保全上の見地からの意見を求めるものとする。ただし、法第15条に規定する関係地域の全部が一の法第10条第4項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、この限りでない。

2 知事は、法第20条第1項又は第5項の規定により意見を述べるに当たっては、前項の意見、法第18条第1項の規定により述べられた意見及び当該意見についての事業者の見解並びに準備書公聴会における意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

3 知事は、法第20条第1項の規定により意見を書面により述べたときは、当該書面の写しを条例準備書関係市町村長等に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

第4節 法対象事業に係る条例環境影響評価書の提出等

追加〔平成10年条例45号〕

(条例評価書の提出等)

第51条 事業者は、条例準備書審査書の送付を受けたときは、遅滞なく、当該条例準備書審査書を尊重して条例準備書を検討し、次に掲げる事項を記載した条例環境影響評価書(以下「条例評価書」という。)を知事に提出するとともに、条例準備書関係市町村長に条例評価書の写しを送付しなければならない。

- (1) 第38条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第44条に規定する意見の概要
- (3) 条例準備書審査書の内容
- (4) 第2号の意見及び条例準備書審査書についての事業者の見解

2 事業者は、前項の規定による提出及び送付は、法第26条第2項の規定による法第21条第2項に規定する評価書(以下「評価書」という。)、これを要約した書類及び法第24条の書面の知事に対する送付と同時期に行うよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕

(条例評価書の公告及び縦覧)

第52条 知事は、条例評価書の提出があつたときは、遅滞なく、その旨、条例評価書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、条例評価書の写しを当該条例評価書に係る条例準備書審査書の写しと併せて、規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該条例評価書及び当該条例準備書審査書をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(評価書の公告及び縦覧)

第53条 前条の規定は、知事が、法第26条第2項の規定により評価書、これを要約した書類及び法第24条の書面の送付を受けた場合について準用する。

追加〔平成10年条例45号〕

第5節 法対象事業に係る条例環境影響評価方法書の作成等の併合等

追加〔平成10年条例45号〕

(条例方法書の作成等の併合等)

第54条 1又は2以上の事業者が相互に関連する2以上の法対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの法対象事業を合わせて条例方法書を作成し、調査等を行い、及び条例準備書を作成することができる。

2 前項の規定により2以上の法対象事業を合わせて作成した条例方法書又は条例準備書を知事に提出した事業者は、当該条例方法書又は当該条例準備書に記載された法対象事業について、手続等を分離して行おうとするときは、あらかじめ

知事に協議しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕

(条例方法書等の変更)

第55条 事業者は、条例方法書の提出後、当該条例方法書に係る条例準備書を提出するまでの間に、当該条例方法書に記載された事項(第29条第1項第1号及び第3号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。)の内容の変更(法第10条第1項の意見及び条例方法書審査意見書に基づく内容の変更を除く。)をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、当該変更後の事業が法対象事業に該当するときの手續等は、第29条、第31条、第33条から第36条まで及び第38条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該条例方法書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手續等の全部又は一部を行わないことができる。

3 事業者は、条例準備書の提出後、当該条例準備書に係る条例評価書を提出するまでの間に、当該条例準備書に記載された事項(第29条第1項第1号及び第3号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。)の内容の変更(条例準備書意見・見解書及び準備書意見・見解書に記載された見解、法第20条第1項の意見並びに条例準備書審査書に基づく内容の変更を除く。)をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項に規定する場合において、当該変更後の事業が法対象事業に該当するときの手續等は、第29条、第31条、第33条から第36条まで、第38条、第40条、第42条第1項から第3項まで、第44条、第45条、第47条、第49条及び第51条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該条例準備書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手續等の全部又は一部を行わないことができる。

5 第1項又は第3項に規定する場合における当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当する場合において、当該法対象事業以外の対象事業に係る手續等について、知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、前章第1節から第4節までに規定する手續等の全部又は一部を行わないことができる。

追加〔平成10年条例45号〕

第6節 港湾計画に係る手續等

追加〔平成10年条例45号〕

(港湾準備書の公告及び縦覧)

第56条 知事は、法第48条第2項において準用する法第15条の規定により法第47条に規定する港湾計画に係る準備書(以下「港湾準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「港湾要約書」という。)の送付を受けたときは、遅滞なく、港湾準備書及び港湾要約書(以下「港湾準備書等」という。)の提出があつた旨、法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係地域、港湾準備書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、法第48条第2項において準用する法第18条第1項の規定による意見を述べることができる期間、港湾準備書等の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該港湾準備書等をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(港湾準備書の説明会に係る知事意見)

第57条 知事は、法第48条第2項において準用する法第17条第2項において準用する法第7条の2第3項の規定により意見を求められたときは、法第48条第2項において準用する法第15条に規定する関係市町村長(以下「港湾準備書関係市町村長」という。)に対し、期限を付して、法第48条第2項において準用する法第17条第1項に規定する準備書説明会の開催を予定する日時及び場所についての意見を求めるものとする。

2 知事は、法第48条第2項において準用する法第17条第2項において準用する法第7条の2第3項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを港湾準備書関係市町村長に送付するものとする。

3 法第48条第1項に規定する港湾管理者は、同条第2項において準用する法第17条第1項の規定による準備書説明会を開催したときは、当該準備書説明会の概要を記載した書類を知事に提出するとともに、その写しを港湾準備書関係市町

村長に送付するよう努めなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(港湾準備書意見・見解書の公告及び縦覧)

第58条 知事は、法第48条第2項において読み替えて準用する法第19条の規定による同条に規定する意見の概要及び当該意見についての港湾管理者の見解を記載した書類（以下「港湾準備書意見・見解書」という。）の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨、港湾準備書意見・見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、港湾準備書意見・見解書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該港湾準備書意見・見解書をインターネットの利用により公表しなければならない。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(港湾準備書公聴会の開催等)

第59条 第48条の規定は、法第48条第2項において準用する法第20条第1項又は第5項の意見を述べる場合について準用する。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

(港湾準備書に対する知事意見)

第60条 知事は、法第48条第2項において準用する法第20条第1項又は第5項の規定により意見を述べるに当たっては、法第48条第2項において準用する法第18条第1項の規定により述べられた意見、法第48条第2項において読み替えて準用する法第19条に規定する港湾管理者の見解、港湾準備書に係る公聴会における意見及び法第48条第2項において読み替えて準用する法第20条第1項又は第5項の港湾準備書関係市町村長の意見について、環境保全上の見地から十分考慮するものとする。

2 知事は、法第48条第2項において準用する法第20条第1項の規定により意見を書面により述べたときは、当該書面の写しを港湾準備書関係市町村長に送付するものとする。

追加〔平成10年条例45号〕、一部改正〔平成23年条例54号〕

第5章 対象事業の廃止等に関する手続等

追加〔平成10年条例45号〕

(対象事業の廃止)

第61条 事業者は、実施計画書の提出後、当該実施計画書に記載された対象事業を廃止したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨及び手続等が終了した旨を公告するとともに、関係する市町村長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、条例方法書の提出後、当該条例方法書に記載された法対象事業を廃止した場合について準用する。
一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・22年79号〕

(事業者の氏名等の変更)

第62条 事業者は、実施計画書の提出後、当該実施計画書に記載された対象事業が完了するまでの間に、第7条第1項第1号又は第2号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）の内容を変更したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、条例方法書の提出後、当該条例方法書に記載された法対象事業が完了するまでの間に、第29条第1項第1号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）その他規則で定める事項の内容を変更した場合について準用する。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(事業者の変更)

第63条 実施計画書又は条例方法書が提出された後、事業者に変更があつたときは、変更前の事業者が行つた手続等は変更後の事業者が行つたものと、変更前の事業者について行われた手続等は変更後の事業者について行われたものとみなす。

2 前項に規定する場合において、変更後の事業者は、当該変更があつた日から15日以内に、その旨を知事に届け出な

なければならない。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

第6章 対象事業の実施等に関する手続等

追加〔平成10年条例45号〕

第1節 対象事業の実施等

全部改正〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

(事業着手の制限)

第64条 事業者は、第22条第1項又は第52条の規定による公告の日以後でなければ、対象事業に着手してはならない。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(対象事業着手届)

第65条 事業者は、対象事業に着手したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を、公告するとともに、当該対象事業が法対象事業以外の対象事業である場合にあつては関係市町村長に、当該対象事業が法対象事業である場合にあつては条例準備書関係市町村長に通知するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(予測評価書の変更等)

第66条 事業者は、予測評価書又は条例評価書の提出後、当該対象事業を完了し、又は当該対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、当該予測評価書に記載された事項(第7条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。)又は当該条例評価書に記載された事項(第29条第1項第1号及び第3号に掲げる事項その他規則で定める事項を除く。)の内容を変更して実施しようとするとき(第3項に該当する場合を除く。)は、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合における当該対象事業に係る手続等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定の例により行うものとする。この場合において、当該予測評価書に記載された事項又は当該条例評価書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 当該変更後の事業が法対象事業以外の対象事業に該当する場合 第7条から第22条まで

(2) 当該変更後の事業が法対象事業に該当する場合 第29条、第31条、第33条から第36条まで、第38条、第40条、第42条第1項から第3項まで、第44条、第45条、第47条、第49条、第51条及び第52条

3 事業者は、法対象事業の着手後、当該法対象事業を完了し、又は当該法対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、当該法対象事業に係る評価書に記載された事項(法第5条第1項第1号及び第3号に掲げる事項を除く。)の内容を変更して実施しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項に規定する場合における当該法対象事業に係る手続等は、第7条から第22条までの規定の例により行うものとする。この場合において、当該評価書に記載された事項の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

追加〔平成10年条例45号〕

(対象事業完了届)

第67条 事業者は、対象事業を完了し、又は対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始したときは、その日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を、公告するとともに、当該対象事業が法対象事業以外の対象事業である場合にあつては関係市町村長に、当該対象事業が法対象事業である場合にあつては条例準備書関係市町村長に通知するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(事後調査の実施等)

第 68 条 事業者又は事業者であつた者で対象事業を完了したもの若しくはこの者に代わつて事後調査、条例準備書事後調査又は法第 14 条第 1 項第 7 号ハの環境の状況の把握のための措置を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者（以下「事業者等」という。）は、予測評価書に記載した事後調査の計画に従つた事後調査、条例評価書に記載した条例準備書事後調査の計画に従つた条例準備書事後調査又は評価書に記載した法第 14 条第 1 項第 7 号ハの環境の状況の把握のための措置（規則で定める期間を経過するまでの間に行うものに限る。）を行い、その結果その他の規則で定める事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成 9 年条例 31 号〕、一部改正〔平成 10 年条例 45 号〕

（事後調査報告書の公告及び縦覧等）

第 69 条 知事は、事後調査報告書の提出があつたときは、遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書の写しを規則で定めるところにより一般の縦覧に供するとともに、当該事後調査報告書をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、速やかに、事後調査報告書の写しを、当該対象事業が法対象事業以外の対象事業である場合にあつては関係市町村長に、当該対象事業が法対象事業である場合にあつては条例準備書関係市町村長等に送付するものとする。

追加〔平成 9 年条例 31 号〕、一部改正〔平成 10 年条例 45 号・22 年 79 号・23 年 54 号〕

（事後調査計画等の変更）

第 70 条 事業者等は、法対象事業以外の対象事業を完了し、又は法対象事業以外の対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始した後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、当該法対象事業以外の対象事業に係る予測評価書に記載された事後調査の計画の内容を変更して実施しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合における当該法対象事業以外の対象事業に係る手続等は、第 13 条から第 22 条まで及び前 2 条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該法対象事業以外の対象事業に係る予測評価書に記載された事後調査の計画の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要ないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

3 事業者等は、法対象事業を完了し、又は法対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始した後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、当該法対象事業に係る条例評価書に記載された条例準備書事後調査の計画の内容を変更して実施しようとするとき（第 5 項に該当する場合を除く。）は、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項に規定する場合における当該法対象事業に係る手続等は、第 38 条、第 40 条、第 42 条第 1 項から第 3 項まで、第 44 条、第 45 条、第 47 条、第 49 条、第 51 条、第 52 条及び前 2 条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該法対象事業に係る条例評価書に記載された条例準備書事後調査の計画の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要ないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

5 事業者等は、評価書に記載した法対象事業の着手後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、当該評価書に記載された法第 14 条第 1 項第 7 号ハの環境の状況の把握のための措置を変更して実施しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

6 前項に規定する場合における当該法対象事業に係る手続等は、第 13 条から第 22 条まで及び前 2 条の規定の例により行うものとする。この場合において、当該法対象事業に係る評価書に記載された法第 14 条第 1 項第 7 号ハの環境の状況の把握のための措置の内容の変更される部分が軽微なものである場合その他の場合であつて知事が環境保全上の見地から必要ないと認めるときは、その手続等の全部又は一部を行わないことができる。

7 第 62 条第 1 項の規定は、事業者等が対象事業を完了した後、最後の事後調査報告書を提出するまでの間に、第 7 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）又は第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（法人の代表者の氏名を除く。）その他規則で定める事項の内容を変更した場合について準用する。

追加〔平成 10 年条例 45 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 79 号〕

（対象事業実施等の状況に関する申出）

第71条 対象事業の実施若しくは完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況（以下「対象事業実施等の状況」という。）が、明らかに当該対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から是正の必要があると認める者は、当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧の期間が満了する日までの間に、その旨を書面で知事に申し出ることができる。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

（対象事業実施等の状況に関する実態調査等）

第72条 知事は、事後調査報告書の提出があつた場合、前条の規定による申出があつた場合その他の場合であつて、対象事業実施等の状況が、当該対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から必要があると認めるときは、前条の期間が満了する日後規則で定める期間を経過する日までの間に、当該対象事業実施等の状況について実態を調査し、又は事業者等に対し、期限を付して、報告を求めることができる。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

（通知等）

第73条 知事は、前条の規定により実態を調査した場合又は事業者等に報告を求めた場合において、対象事業の完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況が、事業者等の責に帰すべき原因により、予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、環境保全上の見地から是正を要する状況であると認めるときは、当該事業者等にその旨を通知するとともに、当該状況について規制する権限を有する者又は法第22条第1項各号に定める者に通知する等の必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

（技術的事項向上のための措置）

第74条 知事は、第72条の実態を調査し、又は報告を求めることができる期間を経過する日後において、必要があると認めるときは、対象事業の完了後の状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用を開始した後の状況が環境に及ぼす影響についての実態の調査を行うものとする。

2 知事は、事後調査報告書の内容並びに第72条の規定による調査又は報告及び前項の規定による調査の結果について対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書との関連において必要な分析及び検討を加え、調査等の手法その他の環境影響評価に関する技術的事項の向上に努めなければならない。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

第2節 環境影響評価審査会

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

（環境影響評価審査会）

第75条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県環境影響評価審査会（次条において「環境影響評価審査会」という。）の意見を聴かななければならない。

- （1）第6条第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により技術指針を定め、又は改定しようとするとき。
- （2）第12条第1項の規定により審査意見書を作成しようとするとき。
- （3）第20条第1項の規定により審査書を作成しようとするとき。
- （4）第36条第1項の規定により条例方法書審査意見書を作成しようとするとき。
- （5）第49条第1項の規定により条例準備書審査書を作成しようとするとき。
- （6）法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定により適用する場合を含む。）、法第10条第1項若しくは第5項又は法第20条第1項若しくは第5項の意見を述べようとするとき。
- （7）法第48条第2項において準用する法第20条第1項又は第5項の意見を述べようとするとき。
- （8）前各号に掲げる場合のほか、この条例の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・23年54号・25年71号〕

第75条の2 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

- (1) 第24条第2項、第4項若しくは第5項、第55条第2項、第4項若しくは第5項、第66条第2項若しくは第4項、第70条第2項、第4項若しくは第6項又は第77条第2項の規定により環境保全上の見地から手続等の全部又は一部を行う必要がないと認めるとき。
- (2) 第72条の規定により対象事業実施等の状況について実態を調査し、又は事業者等に対し、期限を付して、報告を求めようとするとき。
- (3) 第73条の規定により事業者等に通知する等の必要な措置を講じようとするとき。
- (4) 第74条第1項の規定により実態の調査を行おうとするとき。
- (5) 第77条第3項の規定により法第32条第1項に規定する環境影響評価その他の手続の実施を求めようとするとき。

追加〔平成25年条例71号〕

第7章 雑則

一部改正〔平成10年条例45号〕

(制度向上のための書面の提出)

第76条 この条例に定める環境影響評価に関する制度の向上に資するための意見を有する者は、当該意見を記載した書面を知事に提出することができる。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

(対象事業の新たな実施とみなす場合等)

第77条 次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業（当該対象事業が法対象事業に該当する場合であつて、当該法対象事業に着手した後であるときは、法対象事業以外の対象事業）の新たな実施とみなす。

- (1) 事業者が、第80条第1項の規定により同項第1号に該当するものとして勧告を受けた場合において、当該勧告に係る手続等を規則で定める期間が経過した日後行おうとするとき。
- (2) 事業者が、第22条第1項又は第52条の規定による公告の日以後において、当該公告に係る対象事業に規則で定める期間が経過した日後着手しようとするとき。
- (3) 事業者が、対象事業に着手した場合において、当該対象事業を規則で定める期間を超えて中断した後再開しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により新たな実施とみなされた対象事業に係る手続等について、環境保全上の見地から必要がないと認めるときは、当該手続等の全部又は一部を免除することができる。

3 事業者が、法第27条の規定による公告の日以後において、当該公告に係る法対象事業に規則で定める期間が経過した日後着手しようとするときは、知事は、環境保全上の見地から必要があると認めるときは、事業者に対し、法第32条第1項の規定による同項に規定する環境影響評価その他の手続の実施を求めることができる。

追加〔平成10年条例45号〕

(報告の徴収等)

第78条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

追加〔平成10年条例45号〕

(実地調査への協力要請)

第79条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において実地に調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

(勧告及び公表)

第80条 知事は、対象事業に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 事業者等がこの条例の規定に違反して手続等を行わないとき。
- (2) 対象事業が完了し、又は対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、第72条の規定により実態を調査した場合又は事業者等に報告を求めた場合において、当該対象事業の実施の状況が予測評価書、条例評価書又は評

係書の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。

2 知事は、事業者等が前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定める方法により当該事業者等の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

(許可等への配慮)

第81条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許可等」という。)を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該対象事業に係る許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る予測評価書、条例評価書又は評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者が許可等を行うに当たり、環境保全上の見地からの配慮がなされるものであるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、当該予測評価書又は当該条例評価書の写しを送付し、当該対象事業に係る許可等を行うに当たり、当該予測評価書又は当該条例評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(他法令との関係)

第82条 知事は、対象事業が都市計画法に規定する都市計画に定めようとする事業である場合の環境影響評価に関する手続その他の行為については、都市計画法に定める手続その他の行為との調整を図るため、この条例の規定にかかわらず、別に規則で定めることができる。

2 知事は、対象事業について環境影響評価に関する手続その他の行為が定められているものとして規則で定める法律(都市計画法を除く。)、国の行政機関の長が定める措置等に定める当該手続その他の行為と当該対象事業に係る手続等との調整を図るため、あらかじめ事業者と協議するものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(市町村との関係)

第83条 この条例は、市町村が環境保全上の見地から地域の特性に応じて、この条例と異なる制度を設けることを妨げるものではない。

2 市町村が環境保全上の見地から制定する環境影響評価に関する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例(第4章第1節及び第1節の2、第32条第1項、第33条の2、第37条第2項及び第3項、第41条第1項、第42条第4項、第43条、第46条、第48条第1項から第3項まで、第50条第2項及び第3項、第53条、同章第6節並びに第75条(第1号から第5号までを除く。))を除く。第4項において同じ。)は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定は、神奈川県公報により行う。

4 対象事業の位置又は実施区域が、第2項の規定によりこの条例を適用しない市町村の区域にわたるときは、同項の規定にかかわらず、知事と当該市町村の長は、当該対象事業に関してよるべき手続その他の行為について、協議して定めるものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・23年54号・25年71号〕

(近隣普通地方公共団体との関係)

第84条 知事は、法対象事業以外の対象事業の位置若しくは実施区域、実施計画関係地域又は関係地域が近隣の都県の市町村の区域にわたると認めるときは、当該法対象事業以外の対象事業に関してよるべき手続その他の行為について、当該市町村の長又は当該市町村を包括する都県の長と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

(適用除外)

第85条 この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
- (4) その他災害の防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

追加〔平成9年条例31号〕、一部改正〔平成10年条例45号〕

（委任）

第86条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

一部改正〔平成9年条例31号・10年45号・22年79号〕

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第7条第2項の規定による規則で定める時期を経過している対象事業については、本則の規定は適用しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成10年条例45号・22年79号〕

3 この条例の施行の際現に第82条第2項に規定する規則で定める法律、国の行政機関の長が定める措置等に定める手続その他の行為が行われている対象事業については、本則の規定は適用しない。

一部改正〔平成10年条例45号・22年79号〕

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔平成10年条例45号〕

（検討）

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例79号〕

附 則（平成8年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月15日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第5条の規定により環境影響予測評価書案が提出されている対象事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正後の神奈川県環境影響評価条例（以下「改正後の条例」という。）別表9の項、12の項及び18の項に掲げる事業で改正後の条例第7条第2項の規定による規則で定める時期を経過しているものについては、改正後の条例の規定は適用しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

4 この条例の施行の際現に改正後の条例別表9の項、12の項及び18の項に掲げる事業で改正後の条例第45条第2項

の規定による規則で定める法律、国の行政機関の長が定める措置等に定める手続その他の行為が行われているものについては、改正後の条例の規定は適用しない。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

5 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県環境影響評価審査会の項中「応じ、」の次に「環境影響予測評価実施計画書及び」を加える。

附 則(平成10年12月22日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに法対象事業となる事業について、次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 改正前の第7条第1項の規定により作成された環境影響予測評価実施計画書であって、改正前の第9条の公告及び縦覧並びに改正前の第10条の規定による周知の手続を経たもの 改正後の第31条の公告及び縦覧並びに第33条の規定による周知の手続を経た条例方法書

(2) 改正前の第11条第2項の規定による事業者への送付を経た実施計画意見書の写し 改正後の第35条第1項の手続を経た同項の書面

(3) 改正前の第12条第1項の規定により作成された実施計画審査意見書であって、同条第4項の規定により事業者へ送付されたもの 改正後の第36条第4項の条例方法書審査意見書

(4) 神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成9年神奈川県条例第31号)による改正前の神奈川県環境影響評価条例(以下「旧条例」という。)第5条の環境影響予測評価書案であって旧条例第8条の公告及び縦覧並びに旧条例第9条第1項の規定による周知の手続を経たもの並びに改正前の第13条の環境影響予測評価書案であって改正前の第15条の公告及び縦覧並びに改正前の第16条第1項の規定による周知の手続を経たもの 改正後の第40条の公告及び縦覧並びに改正後の第42条第1項の規定による周知の手続を経た条例準備書

(5) 旧条例第10条第2項の規定による事業者への送付を経た意見書の写し及び改正前の第17条第2項の規定による事業者への送付を経た意見書の写し 改正後の第45条第1項の手続を経た条例準備書意見・見解書

(6) 旧条例第14条第1項の規定により作成された環境影響評価審査書であって同条第4項の規定により事業者へ送付されたもの及び改正前の第20条第1項の規定により作成された環境影響評価審査書であって同条第4項の規定により事業者へ送付されたもの 改正後の第49条第4項の条例準備書審査書

(7) 旧条例第15条の規定による知事への提出を経た環境影響予測評価書及び改正前の第21条の規定による知事への提出を経た環境影響予測評価書 改正後の第51条第1項の条例評価書

(8) 旧条例第16条第1項の公告を経た環境影響予測評価書及び改正前の第22条第1項の公告を経た環境影響予測評価書 改正後の第52条の手続を経た条例評価書

3 この条例の施行の際現に改正前の第7条の規定により環境影響予測評価実施計画書が提出されている法対象事業以外の対象事業については、なお従前の例による。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

5 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成11年12月24日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第41号)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年12月規則第95号で、同22年3月15日から施行)

2 この条例の施行の際現に神奈川県環境影響評価条例第7条の規定により環境影響予測評価実施計画書が提出されている対象事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年12月28日条例第79号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項第7号の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1項第7号の規定は、平成23年4月1日以後に提出される環境影響予測評価実施計画書について適用し、同日前に提出される環境影響予測評価実施計画書については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月27日条例第54号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の神奈川県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第9条、第15条、第18条第2項、第22条第1項、第31条(新条例第32条第1項において準用する場合を含む。)、第40条(新条例第41条第1項において準用する場合を含む。)、第45条第3項(新条例第46条において準用する場合を含む。)、第52条(新条例第53条において準用する場合を含む。)、第56条、第58条又は第69条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に提出される新条例第7条第1項に規定する実施計画書、新条例第13条に規定する予測評価書案、新条例第18条第2項に規定する意見・見解書、新条例第21条に規定する予測評価書、新条例第29条第1項に規定する条例方法書、同条第2項に規定する方法書、新条例第38条第1項に規定する条例準備書、同条第2項に規定する準備書及び要約書、新条例第45条第1項に規定する条例準備書意見・見解書、同条第2項に規定する準備書意見・見解書、新条例第51条第1項に規定する条例評価書、同条第2項に規定する評価書、新条例第56条に規定する港湾準備書、新条例第58条に規定する港湾準備書意見・見解書又は新条例第68条に規定する事後調査報告書について適用する。

附 則 (平成25年3月29日条例第71号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第2項、第13条第1号、第14条第1項、第16条第1項から第3項まで、第33条、第33条の2第1項及び第83条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「第4章第1節」の次に「及び第1節の2」を加える部分及び「及び第75条」を「並びに第75条」に改める部分を除く。)、同条第3項の改正規定並びに同項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定並びに次項から附則第4項までの規定については、同年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項第9号の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に提出される環境影響予測評価実施計画書について適用し、一部施行日前に提出される環境影響予測評価実施計画書については、なお従前の例による。

3 改正後の第8条第1項、第10条及び第13条の規定は、一部施行日以後に環境影響予測評価実施計画書が提出される対象事業について適用し、一部施行日前に環境影響予測評価実施計画書が提出される対象事業については、なお従前の例による。

4 改正後の第33条の規定は、一部施行日以後に条例環境影響評価方法書が提出される法対象事業について適用し、一部施行日前に条例環境影響評価方法書が提出される法対象事業については、なお従前の例による。

5 知事は、一部施行日前においても、改正後の第83条第2項及び第3項の規定の例により、市町村が制定する環境影響評価に関する条例の内容が神奈川県環境影響評価条例の趣旨に則したものであり、かつ、同条例と同等以上の効果が期待できるものと認めて公示することができる。

附 則 (平成26年3月28日条例第25号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条及び第18条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提出される神奈川県環境影響評価条例第7

条第1項に規定する実施計画書（以下「実施計画書」という。）及び同条例第18条第2項に規定する意見・見解書（以下「意見・見解書」という。）について適用し、同日前に提出される実施計画書及び意見・見解書については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

- 1 道路の建設
 - 2 鉄道、軌道の建設
 - 3 鋼索鉄道、索道の建設
 - 4 操車場、検車場の建設
 - 5 飛行場の建設
 - 6 工場、事業場の建設
 - 7 電気工作物の建設
 - 8 研究所の建設
 - 9 高層建築物の建設
 - 10 廃棄物処理施設の建設
 - 11 下水道終末処理場の建設
 - 12 都市公園の建設
 - 13 工業団地の造成
 - 14 研究所団地の造成
 - 15 流通団地の造成
 - 16 ダムの建設
 - 17 取水堰せきの建設
 - 18 放水路の建設
 - 19 土石の採取
 - 20 発生土処分場の建設
 - 21 墓地、墓園の造成
 - 22 住宅団地の造成
 - 23 学校用地の造成
 - 24 レクリエーション施設用地の造成
 - 25 浄水施設及び貯水施設用地の造成
 - 26 土地区画整理事業
 - 27 公有水面の埋立て
 - 28 宅地の造成
 - 29 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業
- 一部改正〔平成9年条例31号〕